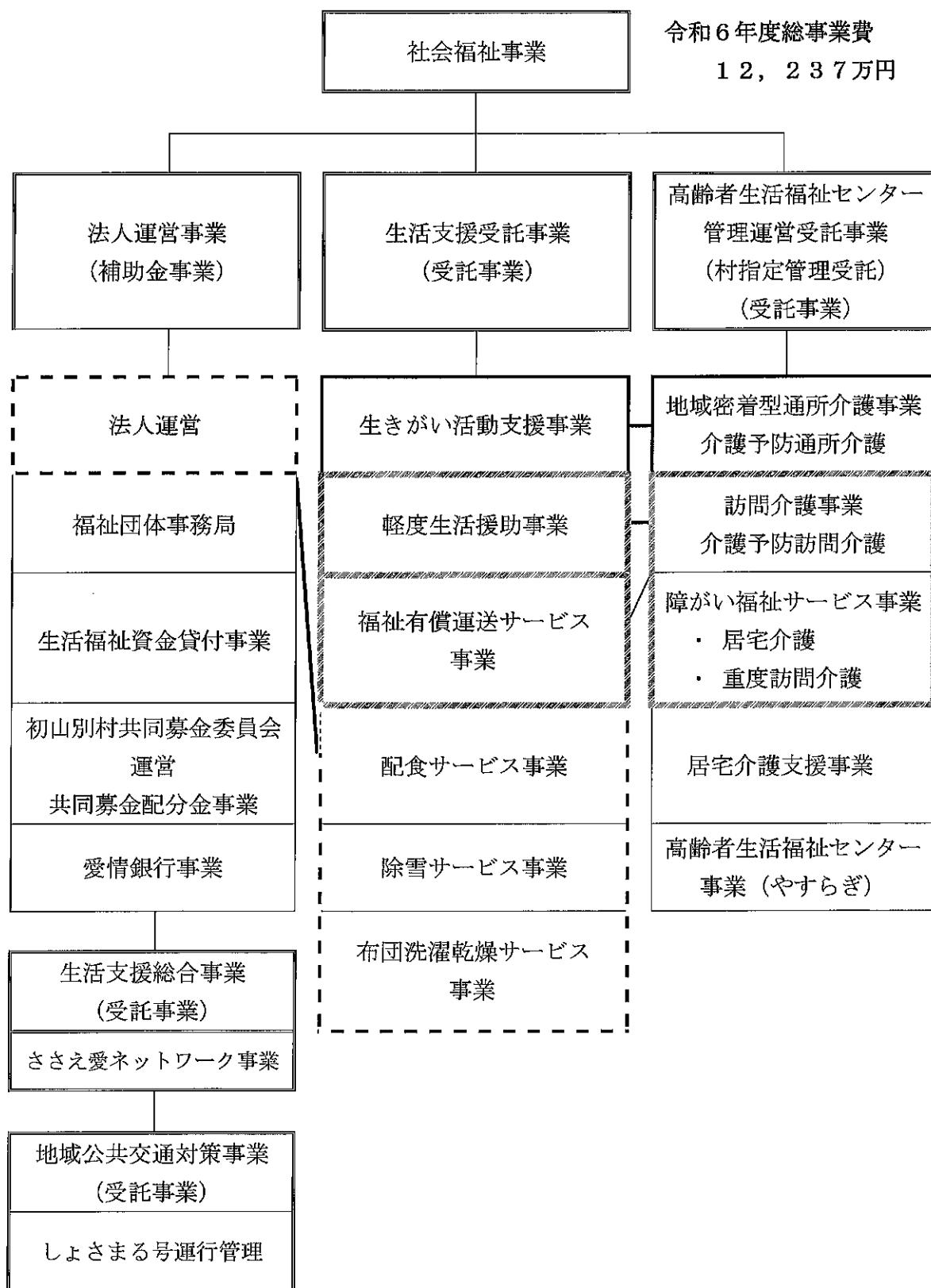


# 社会福祉協議会事業区分説明

令和6年4月



## 事 業 内 容 説 明

### ◎法人運営事業（令和6年度予算 963万5千円）

#### 1. 法人運営事業

- ・理事会・評議員会の開催、監査等法人運営のための事業。社協関係会議出席。  
社協会員（個人・団体・法人）加入促進。
- ・広報発行事業  
社協しょさんべつの発行（年2回 9月・3月）
- ・寿スポーツ大会の実施  
65歳以上の高齢者が一同に集い、健康保持増進と親睦を図る目的でスポーツ大会を開催。
- ・学童・生徒ボランティア活動普及事業の推進  
小学校・中学校の児童・生徒によるボランティア活動支援。プルタブ回収・共同募金活動への参加・高齢者宅の除雪作業等を通して、地域福祉への理解と関心を高める。
- ・ふれあいハートメール事業  
70歳以上の独居高齢者や80歳以上の高齢者に対して、小学生が学校行事の招待状や年賀状を発送する
- ・ふれあい訪問事業  
各地区の老人クラブの協力により、独居高齢者を対象に週1回程度、訪問又は電話で安否確認を行ってもらう。
- ・車椅子、テント貸出  
必要に応じ、車椅子やテントを貸出する。
- ・福祉団体事務局
  - 初山別村老人クラブ連合会
  - 初山別村身体障害者福祉協会
  - 初山別村母子会（休会）
  - 初山別村遺族会
  - 初山別村ボランティア連絡協議会

## 2. 生活福祉資金貸付事業

北海道社会福祉協議会が行う事務受託。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が対象。  
その他離職者が対象の離職者支援資金、土地を担保に生活費を貸付する長期生活支援  
資金の事務受託。

## 3. 共同募金配分金事業

- ◎共同募金運動への協力。共同募金運動の広報及び募金活動への協力。
- ◎共同募金配分金事業の実施
  - ・老人福祉活動費（ふれあい訪問、寿スポーツ大会、ふれあいハートメール、福祉団体等への配分）
  - ・障害児・者福祉活動費（身体障がい者協議会研修）
  - ・児童・青少年福祉活動費（村ことも会育成活動支援、児童・高齢者ふれあい交流）
  - ・福祉育成・援助活動費（社協だより、児童生徒ボランティア活動）
- ◎歳末たすけあい運動事業
  - 歳末たすけあい配分事業実施（見舞金助成配分、地域たすけあい助成配分）  
(おせち宅配、要援護者・在宅寝たきり者・長期入院者への見舞金、各団体活動助成)

## 4. 愛情銀行事業

村民の皆様からの寄附金をお預かりし、寄付された方の目的にそって活用。

## 5. 社協会員加入促進（会費収入）

社会福祉協議会は、地域福祉を推進することを目的とした社会福祉法に定められた団体です。地域の住民組織と公私の社会福祉事業関係者などによって構成された公共性と自主性を持った民間の非営利団体です。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、その環境、年齢に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に受けられるよう、様々な事業や支援を行っています。社会福祉協議会が取り組んでいる事業は、住民の皆様からの社協会員会費によって支えられています。

### 【年間会費】

個人会員	1 口	1, 0 0 0 円	
特別会員	1 口	3, 0 0 0 円	(福祉施設、団体、機関等)
賛助会員	1 口	3, 0 0 0 円	(会社、事業所等)

## 事業内容説明

### ◎ 高齢者生活福祉センター管理運営受託（令和6年度予算 8, 119万円）

1. 地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護事業（令和6年度予算 1, 911万円）  
介護認定者（要介護1～要介護5）及び介護予防認定者（要支援1・要支援2）を対象に、初山別村デイサービスセンターにおいて食事、入浴、レクリエーション、日常生活訓練等を行う。（10時～15時）
2. 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（令和6年度予算 1, 494万3千円）  
介護認定者（要介護1～要介護5）及び予防介護認定者（要支援1・要支援2）を対象とするホームヘルプサービス（訪問介護）事業。利用者の能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物など、身体に接触しないサービス）、身体介護（食事・入浴・排泄・薬・移動など、身体に接触して行うサービス）を提供。
3. 障がい福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護）  
身体障がい者および知的障がい者、児童・精神障がい者の方に、心身と特性を踏まえ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、調理、生活等に関する相談及び助言ならびに外出時における移動の介護、その他生活全般にわたる支援をおこなう。
4. 居宅介護支援事業（令和6年度予算 784万4千円）  
介護保険制度における介護認定者（要介護1～要介護5）を対象に、ケアマネージャー（介護支援専門員）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成、利用者・サービス事業所・保健医療福祉関係機関等との連絡調整等を行う（給付管理）。在宅サービスの手続き（福祉用具貸与・住宅改修・福祉用具購入費支給申請等）。介護報酬の請求。
5. 高齢者生活福祉センター事業（令和6年度予算 3, 929万3千円）  
おおむね65歳以上の高齢者で、自宅で生活するには不安のある一人暮らし又は夫婦世帯を対象にした入居施設の管理運営「初山別村高齢者生活福祉センターやすらぎ」。一定期間居住を提供し、介護支援機能・居住機能及び地域住民との交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活が送られるよう支援する。施設内での日常生活上の支援は、生活援助員が対応。  
介護が必要になってきたら、在宅サービス（ヘルパー・デイサービス）の利用は可能。常時の介護が必要となる状態（要介護3以上）になるまでは入居可能。

## 事業内容説明

### ◎ 生活支援事業受託 (令和6年度予算 1, 581万4千円)

#### 1. 生きがい活動支援 (令和6年度予算 1, 252万4千円)

介護保険非該当者（自立者）に対して、初山別村デイサービスセンターにおいて、自立を支援するサービスを提供することにより、健全な自立生活が送れるよう、介護予防を推進する。食事、入浴、介護予防運動、外出活動等を行う。（10時～15時）

#### 2. 軽度生活援助事業

介護保険非該当者（自立者）に対して、訪問介護員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行い、健全で安らかな生活を確保するとともに、要支援、要介護状態の進行防止を図る。

#### 3. 布団洗濯乾燥サービス事業 (令和6年度予算 7万5千円)

身体上又は精神上の障害等により、日常生活を営むのに支障のある高齢者、心身障害者の世帯に、寝具の洗濯乾燥サービスを実施する。

#### 4. 配食サービス事業 (令和6年度予算 9万5千円)

身体上又は精神上の障害等により、日常生活を営むのに支障のある高齢者・心身障害者の世帯に、定期的（週2回 水・金）に食事（昼食）を提供することにより高齢者等の在宅福祉の向上を図る。

#### 5. 除雪サービス事業 (令和6年度予算 135万3千円)

身体上又は精神上の障害等により、日常生活を営むのに支障のある高齢者・心身障害者の世帯に、冬期間（12月～3月）において安らかな生活が送れるよう除雪作業（玄関先・ベランダ）のサービスを提供することにより、在宅生活の支援、向上を図る。

#### 6. 福祉有償運送サービス（移送サービス）事業 (令和6年度予算 176万4千円)

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者の方等を対象にホームヘルパー等が移動の利便を図る。「村内・村外（羽幌）」 受診・買い物・金融機関・床屋等の外出支援。

### ◎ 生活支援総合事業受託 (令和6年度予算 842万8千円)

#### 1. ささえ愛ネットワーク事業

高齢者、障がい者や乳幼児など生活支援の必要な住民が地域から孤立することのないよう、地域住民や様々な団体・事業者の協力を得ながら、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会を形成するため、多様な生活支援サービス等の体制整備を図る。

## 事業内容説明

### ◎ 地域公共交通対策事業受託 (令和6年度予算 730万3千円)

#### 1. しょさまる号運行管理事業

65歳以上の高齢者を対象に、一般の交通機関を利用することが困難で、交通手段が無く外出（買い物・用事足し等）ができない者（交通弱者）に対して、初山別村地域公共交通対策事業施行規則において、道路運送法に基づき市町村運営有償運送・交通空白輸送のうち、輸送を利用する者（村に住所を有する65歳以上）の予約に応じて運行する（初山別村全域）。事業の管理、運行並びに利用料の徴収受託。

専属ドライバー（職員）・専属事務員（非常勤）の2名体制、専属車両（2台）の配置。地区内片道100円。地区外片道200円。待機料100円（30分毎）。事前予約必要。月曜日～日曜日（年末年始6日間を除く）運行。ボランティアドライバー登録（50名程度）。